

平成26年度第1回京都市保健福祉局指定管理者選定委員会摘録

日 時：平成26年4月17日（木）午後1時30分～午後3時25分

場 所：京都市役所寺町第1会議室

出席者：小松委員長，藤井副委員長，仙波副委員長，岩崎委員，木澤委員，齋藤委員，
添田委員，外村委員，吉田委員，依田委員，渡邊委員

事務局：久世監査指導課長，辻野社会福祉法人・児童施設担当課長，山本障害福祉・
介護サービス担当課長，新井監査指導係長，小林児童施設係長，谷担当係
長，村田（監査指導課）

児童家庭課：河原子育て世帯臨時特例給付金担当課長，浅堀健全育成係長

議事1 保健福祉局における指定候補者の審査方法の一部見直しについて
議事2 京都市児童館に係る指定候補者の選定方法及び審査基準について

上賀茂，西賀茂，紫竹，室町，吉田，錦林，白川，養正，修学院第二，
松ヶ崎，市原野，明德，じゅらく，円町，山階，西野，大塚，小野，百々，
唐橋，山王，山ノ本，久世，嵯峨野，山ノ内，梅津，梅津北，嵯峨，
嵯峨広沢，檜原，嵐山東，大枝，境谷，住吉，向島南，春日野，藤森竹田，
神川，羽束師

（〇は，委員発言）

久世課長 　　ただ今から，保健福祉局指定管理者選定委員会を開催する。委員には，多忙にも関わらず，出席を賜り，御礼申し上げます。

　　また，新任委員におかれては，この度，本委員会委員に就任いただき御礼申し上げますとともに，今後の委員会運営に御尽力賜るようお願いする。

　　議事に入る前に，皆様にお詫び申し上げなければならない事案が発生した。すでに新聞等で報道されているが，私ども保健福祉局の職員が詐欺容疑で逮捕されるという事案が発生した。また，昨年度末には飲酒運転による本市職員の逮捕，今年度に入り，情報管理を統括する部署の職員が，職場から電子データを持ち出したことにより，情報が漏えいするという事案が発生した。これまでから，公務員倫理，法令順守の徹底に取り組んできているところではあったが，今般のような事案が発生したことについて，この場をお借りしてお詫び申し上げます。このような事態を受けて，保健福祉局だけではなく，全市，全職場で市民の皆様から信頼を回復できるよう取組を進めているところであり，御理解いただくようお願い申し上げます。

　　本日の委員会は，1番目の議題として，保健福祉局における指定候補者の審査方法の一部見直しについて，2番目の議題として，

児童家庭課所管の児童館に係る指定管理者の選定方法及び審査基準についてである。

また、本日の委員会のうち、議題1については、京都市情報公開条例第7条に規定される非公開情報を取り扱うことから非公開とさせていただく。

それでは、以後の事務局側の進行は監査指導課担当課長の辻野が務める。

辻野担当課長

本日11名の委員が出席していることから、京都市保健福祉局指定管理者選定委員会設置要綱第5条第3項の規定により、会議が成立することを御報告させていただく。

会議に先立ち、今年度から新たに8名の委員に御就任いただいていることから、あらためて本委員会の委員長、副委員長を確認させていただく。委員長は小松一子先生である。副委員長は藤井純司先生と仙波啓孝先生である。なお、職務を代理する順位としては、1位が藤井副委員長、2位が仙波副委員長であるので御確認いただきたい。

引き続き、席順に従って簡単に自己紹介をお願いします。

(小松委員長から順に自己紹介)

なお、本日は欠席されているが、土佐委員についても委員に就任されているので、併せて紹介させていただく。

今年度は、12名体制で委員会を運営させていただくので御協力をお願いします。

また、本日の委員会は、議題1の保健福祉局における指定候補者の審査方法の一部見直しについては非公開、議題2の京都市児童館に係る指定候補者の選定方法及び審査基準については公開により審議を行う。

次に、開催通知にも記載していたが、会議終了後、左京区の北白川児童館への施設見学を予定している。参加される方は、会議終了後、この部屋で待機願う。

それでは、これからの議事進行は小松委員長をお願いします。

小松委員長

本日は御多忙の中、当委員会に出席賜り感謝申し上げます。

議事に入る前に、次回から開催する部会について、保健福祉局指定管理者選定委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、各部会における委員の構成を決定させていただく。

まず、部会の考え方や部会構成案について、事務局から説明願う。

辻野担当課長

(説明)

小松委員長 ただ今の説明について、質問や意見があればお願いします。

委員全員 (異議なし)

小松委員長 それでは、事務局案のとおりとさせていただきます。
なお、事務局から説明があったとおり、各部会の議決をもって委員会の議決とさせていただきますのでよろしくお願いする。

小松委員長 それでは、引き続き議事に入らせていただく。
初めに、議題1について、事務局から説明願う。

(議題1)

京都市情報公開条例第7条第1項第5号に定める非公開情報(特定の者に不当に利益を与えるおそれのある情報)を取り扱うため非公開。

小松委員長 議題2から傍聴される方が入場されるのでよろしくお願いする。

(傍聴者入場)

小松委員長 それでは、引き続き議題2京都市児童館に係る指定候補者の選定方法及び審査基準について審議させていただきます。
まず初めに、募集要項のうち保健福祉局として統一されている部分について事務局から説明願う。

辻野担当課長 (案件説明)

小松委員長 引き続き、施設所管課である児童家庭課から説明願う。

河原課長 (案件説明)

小松委員長 それでは、ただ今の事務局及び児童家庭課の説明について質問・意見等があればお願いします。

○ 募集要項の中に、職員数5名以上と記載があるが、児童の登録人数にはばらつきがある。児童何名以下は5名、何名以上は6名というような決まりはあるのか。

河原課長 職員配置については、基本的にどの児童館も必ず5名は配置す

るということであり、登録人数の多いところには、最低人数の5名プラスアルファで配置されている。そのうち5名については常勤かつ専従ということになっている。

- 登録人数に応じて職員数を増やすということか。

河原課長

児童数が増加すると、職員が目が行き届きにくくなっていくということもあり、必要に応じて基本の5名からさらに増員して配置することになっている。

- 職員の増員が委託料にも反映されるのか。

河原課長

人件費が増加した場合は委託料に反映されることになる。

- 募集要項の中に地域住民が主体となった団体に一定の加算を行う場合があるという記載があるが、実際にこのような加算を行った事例はあるのか。

河原課長

今回募集する児童館の現指定管理者については、すべて社会福祉法人等の法人格を有している団体であることから、地域加算は適用されていない。

市内に児童館は全部で131館あるが、このうち92館について京都市が設置したもので、指定管理者制度を導入している施設である。この92館の中には、いわゆる地域住民が作った法人格のない任意団体が運営している施設もあり、このような団体が応募した場合は、加算が適用されることになる。

- 今回、重大な事故に関する項目について係数が大きくなっているが、前は高齢者施設の募集に際して、高齢者の転倒等による事故が考えられ、この係数が設定されていたかと思う。今回は、児童館ということで子ども同士のけんかなどによる事故も考えられ、前回と同じ係数を設定することに対しては理解できる。

先ほども話に出てきた登録人数についてだが、京都市の学童実施要綱第3条において、概ね60人定員と規定されていたかと思う。今回の募集要項では、3分の2以上の施設で60名を超えており、中には128名の大規模施設で分室を有していないなど、事故が起こり得る可能性が高いと思われる。

そこで、要望として、児童館の床面積だけでなく、学童クラブの占有面積も記載いただきたい。これは、例えば本日見学に行く北白川児童館では育成室が学童の占有部分に該当すると思うが、

占有面積が57.8平方メートルである。現在、国で議論している、新たな基準では1人あたり1.65平方メートルと示されている。この基準に当てはめた場合、北白川児童館の育成室では30数名が児童数の適正な数値になると思われるが、現在60数名の登録数である。

このような考え方から、児童館は広いが育成室は狭い等、児童館ごとに面積が異なることも踏まえて、床面積については学童クラブを実施する育成室の面積も明記することにより、学童クラブの児童1人あたりの面積がどれくらいなのかが確認できるようにしていただきたい。

それから、先ほどの話にも出てきたように、職員数は5名が基本ではあるが、今回募集する施設で、職員を6名以上配置しているところもあることから、各施設の現在の職員数を記載いただきたい。募集要項の中の、運営に係る特記事項において、現在の利用者処遇の水準を維持するという記載があったと思う。最低基準が5名である以上、申請団体の判断で5名とされることも考えられるが、募集要項に現在の職員数が6名と記載があれば、5名に下げるという判断にはなりにくいと思われる。それでも下げるといふのであれば、そのことに対してこちらが評価するということになる。

それから、障害児の受入れについてだが、障害児に対する加配は基本ボランティアでの対応となっていると思う。例えば、利用者の尊重の項目など、どこかの項目の中で、障害児の受入れに対する考え方や申請団体が運営する施設での受入れ状況について記載するようにしていただきたい。

辻野担当課長

重大な事故及び不祥事について、該当する項目の申請様式の中に、どのような事象が重大な事故に該当するのか例示している。この中で、今回の場合は児童館における事故について記載されることになるが、それほど件数はないと思われる。

河原課長

占有面積についての記載だが、今回は、学童クラブだけではなく、児童館そのものの指定管理者として募集するものである。今のところ、児童館としては、特に諸室の面積についての最低基準等は定められていないため、今回は児童館の床面積を記載させていただいている。

また、学童クラブについては、現在、国の方で設備運営基準について検討されているところであり、児童一人あたりの面積や職員配置等が正式な基準として定められた段階で募集要項に記載することも検討できるが、現時点では児童厚生施設の募集というこ

とであり、児童館の床面積の記載とさせていただきたい。

- 先ほどの重大な事故及び不祥事の項目は、児童館だけではなく法人全体の事象を記載する項目ではないのか。

辻野担当課長 そうである。発言を訂正させていただく。

- 児童厚生施設である児童館の指定管理という考え方は分かるが、日常的に利用する層としては学童クラブの方が多い。児童館で学童クラブを実施しなければならないとなっている以上は、学童クラブの占有面積についても記載すべきではないか。

- 施設の一覧表は今回の委員会用資料なのか。

河原課長 募集要項の一部であり、公表される。

河原課長 現在、学童クラブの最低基準については国の方で検討されている段階であることから、基準を定めた以降の募集に際しては記載するかどうか検討を要することになると考えている。

- 障害児の受入れに関する記述についてはいかがか。

河原課長 今年度の登録児童数については記載しているが、現時点では各施設で障害のある児童が何名いるか正確に把握できておらず、募集要項への記載は難しい。

- 先ほどの発言は、申請団体において障害児の受入れについての考え方や過去の実績について記載してもらうことはできないかという趣旨であった。現在、各施設で何人受け入れているかということではない。

- 今申し上げた内容について、どこかの項目に記載できないか。

辻野担当課長 審査項目14「利用者の尊重」の中で記載するのか、別の項目の方が良いのか、事務局の方で検討し、反映させていただく。

- 審査基準の中の評価点が、0点、1点、2点と3段階あるが、評価方法について説明願う。

辻野担当課長 保健福祉局の審査指針の中で評価点に対する考え方について記

載させていただいている。イメージがつきにくい部分があるので、審査いただく段階で、実際の書類を御覧いただきながら皆様にご説明させていただきたいと考えている。

小松委員長 他に意見等がなければ採決に入らせていただく。
議題2について、事務局案のとおり承認いただけるか。

委員全員 (異議なし)

小松委員長 それでは事務局及び児童家庭課の説明のとおり公募を実施する。
本日の審議は以上である。委員の協力を得て、審議を進めることができた。それでは、事務局お願いします。

辻野担当課長 本日の皆様からの御意見等を踏まえて募集要項を修正したうえで公募を実施させていただく。

また、募集締切後、こちらで書類を整理させていただいた上で、委員の皆様へ審査書類を御案内させていただくので、よろしくをお願いします。

次回からは部会を開催することになるが、7月から順次開催させていただく予定である。日時や会場等については追って御連絡させていただく。

なお、次回の部会の冒頭で部会長の選任について協議いただくことにもなるのでお願いします。

15:25 終了